

モロッコにおける会計基準の二分化：国際会計基準（IFRS）採用と自国基準の再構築の課題

小津，稚加子
九州大学大学院経済学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/1903809>

出版情報：経済学研究. 84 (4), pp.63-75, 2017-12-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

モロッコにおける会計基準の二分化

— 国際会計基準（IFRS）採用と自国基準の再構築の課題 —

小 津 稚 加 子

1. はじめに — 研究動機 —

近年では先進国のみならず、中国、ブラジル、ロシア等、経済成長著しい新興国においても国際的な会計基準を適用する傾向にある。しかし、インセンティブはもちろんのこと、適用範囲やエンドースメントの有無など受け入れ方は詳細に解明されていない。また、新興国に高品質の会計基準を適用したとしても、実質的に機能しない「無機能化現象」はよく指摘される場所である（例えば、World Bank の ROSC シリーズ他、多数）。さらに、先んじて国際会計基準（IFRS）を受け入れた先進国で起こった議論のなかに、連結財務諸表に IFRS を適用した結果、個別基準へも IFRS の思考が浸透し始め、IFRS のもとで連単分離をどう考えるべきかというものがある。

本稿では、新興国における IFRS への対応と受け入れの 1 事例として、モロッコを調査し、上述した論点を考察する。本研究によって、新興経済圏においてどのように IFRS 適用が広がっているのか理解を深めることができる。

モロッコは、1956年に独立するまでフランスの保護領であったことが会計制度形成の淵源となっている。本節（2）で詳しく述べるように、IFRS 以前の状況は、フランス会計原則であるプラン・コンタブル・ジェネラルへの「順応」の経緯が大きな影響を及ぼしている（小津（1996））。歴史的経緯を踏まえると、モロッコの会計制度がフランス・モデルにもとづく税務目的の企業会計制度をもっていると仮定することに反論はないだろう。

このような状況を前提に、本稿では、全体を通して、フランスの影響の連続性（どのようなかたちで残り）と非連続性（消えたのか）を確認する。さらに、IFRS の影響がどの範囲で現れているかを明確にする。一国（すなわち、フランスのプラン・コンタブル）の会計モデルを基礎とした会計制度（すなわち、モロッコの会計インフラ）にグローバル基準（IFRS）をどのように融合させ、自国の会計基準を再構築し機能させているか考察するのが本稿の目的である。EU に隣接する北部アフリカ地域の新興国の会計基準設定主体や企業が IFRS を介してグローバルな資本市場へどのように連携し、会計基準の無機能化現象を克服しようとしているか明らかにできると考える。

以下、本稿では、IFRS 採用を決定した法規制を概観し（3 節で詳述）、IFRS 適用企業の代表事例としてモロッコ・テレコム・グループを取り上げる。さらに、モニタリングのメカニズムと連単分離の側面にも触れる。全体を通して、IFRS 適用後もエンフォースメントに課題を残していることを指摘する。

(1) 外交・経済概況

まず、地誌、歴史についてみておく。モロッコは、1912年のフェズ条約以来、1956年に独立するまでフランスの保護領であった。旧宗主国であるフランスとは歴史的な関わりとともに、最大の貿易相手国であり、経済・技術協力等極めて密接な関係にある。地理的に隣接する欧州諸国とは、EUから包括的なパートナーシップである「前進的地位」を付与されており、関係を強化している。また、アフリカ北西部に位置するため、アラブ・イスラム諸国との関係に加え、アフリカ、地中海諸国の一員としてこれら地域との密接な関係を有している。

経済概況については、農業を基盤とし、漸進的に工業化を進めるという基本政策である。自由市場経済を採用している。経済のグローバル化に対応するため、経済の自由化、一部公営企業の民営化、海外投資誘致政策を推進し、外国企業の誘致に積極的である。非産油国ながら、地政学的優位性と、整備された社会インフラが存在する。2016年に、国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）をホストし、今後、総発電力の52%を再生エネルギーで賄うとの目標を掲げるなど環境問題にも積極的に取り組んでいる。

(2) IFRS 以前の状況

モロッコの会計制度は王令（1992年12月25日適用王令）によって定められている。フランスのプラン・コンタブル型の会計基準であり、基礎原則と勘定組織案（簿記システムと勘定科目表）を特徴としている。税務目的である。形式的には、先進国の制度と比較して遜色がない。会計制度のなかにモロッコの慣習や文化的影響を発見することはできなかった（詳しくは、小津（1996））。

1990年代に、脱モロッコ化政策を背景にした経済・行政制度の近代化の一環として、そして外国資本を受け入れるための条件として会計制度改革が遂行された。膨れ上がった累積債務と高い失業率、物価上昇率があるために、世界銀行、国際通貨基金がモロッコ経済を監督・指導する必要性を認識し、1980年代初頭から政府が税制改革、為替制度、会計法規を含む一連の改革作業をしてきたことの帰結ともいえる。

元来統制的・法的色彩が強いモロッコで、進行中の会計制度改革は概ね受け入れられていると見てよい。フランスの1957年プランが浸透していたため、モロッコにおける会計制度改革は、フランス・モデルへの「順応」と「継受」の段階から自国基準として再構築し直し「ローカル化」させる過程にある。要するにモロッコの企業会計制度は、独自の文化・社会の価値観を切り放して土着性から解放された西欧的・国際的なシステムとなっている。

2. 研究対象・研究方法と背景

本研究は、モロッコにおける会計基準の国際的な対応に焦点を当てることにより、新興経済圏の会計研究の一部を構成することを目的としている。具体的には、1957年のフランスのプラン・コンタブル受容という税務目的の会計原則・会計基準と、2005年のIFRS導入によって意思決定有用性目的が

どのように調和しているか検討する。つまり研究対象とする期間は、IFRS 導入から直近までであり、この期間に公表された公文書、行政資料を検討材料とする¹⁾。

3. IFRS 採用

3.1 証券取引委員会 (CDVM) 通達

2005年5月、モロッコの会計基準設定主体であるモロッコ国家会計審議会 (CNC) は、意見書第5号において、モロッコ上場企業の連結財務諸表の作成に、「権威ある会計基準」への準拠を明確に認めた。ここで、権威ある会計基準とは、モロッコ基準と国際的な会計基準であり、国際的な会計基準の例としてはIFRSとEUで採用されたIFRSを挙げている。

前者、すなわちモロッコ基準は、新商法典 (loi No.15-95) ならびに株式会社に関する法律 (loi No.17-95) およびその他のすべての形態の会社に関する法律 (loi No.5-96) に規定されている。これら法規においては、会計書類が財務的な透明性を提供することが規定されている。

後者、すなわちIFRSに関しては、証券取引委員会 (CDVM) 通達によって示達されている。第06/05号、第6条において定められている。IFRSの受け入れを規定した重要な条文であるので、以下に訳出する。

「第6条 連結基準

第1項 連結財務諸表は、現行のモロッコ法に定める法規 (la législation en vigueur) もしくは国際会計基準 (IAS/IFRS) に準拠して作成しなければならない。

第2項 発行者が国際会計基準への移行表 (un passage progressif aux normes IAS/IFRS) を作成する場合、様式は事前に証券取引委員会によって承認されなければならない。
国際会計基準に完全に準拠する場合、遅くとも2007年12月31日までに適用しなければならない。

第3項 外国の規制に準拠する外国の発行者は、連結財務諸表の作成に適用した会計方針を明確に記載し、モロッコ会計基準もしくは国際会計基準 (IAS/IFRS) と比較可能でなければならない。証券取引委員会は、連結財務諸表に生じた差異の影響について、作成者に質問する権限を有する。」

第6条第1項に規定するモロッコ法に定める法規とは、モロッコ会計基準である。つまり、モロッ

1) 北部アフリカ地域におけるビジネスを支える会計や財務に関する日本語の論文は皆無に等しい。本稿では、フランス語、英語で公表された調査報告書を活用している。

コでは上場企業の連結財務諸表にモロッコ会計基準と IFRS の選択適用を認めている。この通達は2005年10月に公布されており、EUにおける上場企業の連結財務諸表への IFRS の適用が2005年1月以降であったのと同じ年である。

図表1は、IFRS 適用に至るまでの法改正等をまとめている。2005年に、証券取引委員会と会計基準設定主体がカサブランカ証券取引所に上場する企業の連結財務諸表への IFRS の任意適用を容認した。一般事業会社に次いで、2007年に中央銀行（マグレブ銀行）が金融機関への適用を認めた。

EU 域内企業への IFRS 適用に遅れることなく、段階的に、比較的順調に IFRS 適用のための法整備が進んだとはいえ、モロッコにおける IFRS の受け入れは、課題山積のなかでの対応であった。モロッコの会計プロフェッションや企業関係者は次のように指摘している。

「モロッコ基準と IFRS の差異に注意しなければならない。とりわけ、国内基準が税務目的であり、他方、IFRS は本質的に、投資家が企業間比較を容易にできるように設計されており、国際的な企業に適用するのと同じ基準をモロッコ企業に導入することになる。」（サウジアラビア系のファイナンシャル・サービス法人）

「IAS/IFRS の採用は、利益、負債、純資産の変動という点において、経済主体の認識を変化させるだろう。」（モロッコ公認会計士協会第一副会長）

「2002年に公表された世界銀行の報告書は、キャッシュ・フローの機能不全について強調しており、財務諸表体系を全体的に改革する必要性を指摘している。」（大手監査法人社員、大学教授）

こうした関係者の受け止めは、IFRS の特徴、すなわち財務諸表の比較可能性、透明性を捉えたうえで、モロッコ会計基準との相違を指摘するものである。具体的には、企業が保有する資産・負債の評価に公正価値ならびに割引価値が適用されることを懸念している。次節後半で述べるように、モロッコ基準は、取得原価主義が強く、混合測定アプローチが入り込む余地が小さい。モロッコ固有といえ、

図表1 IFRS 適用に至るまでの法改正等

公布年	法 規 等	備 考
2004年	証券取引法 (52-01号) の改訂	カサブランカ証券取引所に上場する企業（ただし、金融機関は除く）は、IFRS とモロッコ基準の選択適用とする。
2005年	通達第06/05号	証券取引委員会（CDVE）が公布。
2005年	意見書第5号	会計基準設定主体（CNC）が公布。
2007年	通達第56/G/2007号	中央銀行が公布。 金融機関への IFRS 適用。
2008年	カサブランカ証券取引所株式会社 の IFRS 適用	モロッコ企業で最初に IFRS に準拠した財務諸表を公表。

当然ながら IFRS との差異が大きい。こうしたことから、Nodjiambaye (2006) は、IFRS の採用によって、財務諸表の作成者にとっては意識改革が必要になると言及している。

3.2 カサブランカ証券取引所に上場する企業の調査結果

では、実際に、どのような企業が IFRS を適用しているのか。

カサブランカ証券取引所²⁾には、第1部市場、第2部市場、新興市場がある。2017年9月30日現在、75社が上場している³⁾。

筆者は、カサブランカ証券取引所に上場する企業すべてを対象として開示情報を検索した。しかし、アクセスのし易さにばらつきがあり、財務情報を完全な形で入手できない企業があった。また、モロッコ企業間で必ずしも比較可能な体裁になっていなかった。IFRS に準拠した財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書を報告していても、会計方針に記載がない企業もあった。

そこで、アフリカ・ビジネス・マガジンが公表するアフリカトップ企業250社の中から、株式時価総額の大きい企業を選択することにした。その結果として、モロッコ・テレコム・グループ (Maroc Telecom Group)⁴⁾ を事例として検討する。

(1) モロッコ・テレコム・グループ (Maroc Telecom Group)

モロッコ・テレコムは、モロッコでは、旧社名 Ittissalat Al Maghrib の頭文字をとって IAM の名称で

図表2 モロッコ・テレコムのグループ構造

社名	取得年	持株比率	支配比率	会計処理
Compagnie Mauritanienne de Communication (CMC)	2004	80%	80%	全部連結
Mauritel	2004	41%	52%	全部連結
Onatel	2006	51%	51%	全部連結
Gabon Telecom	2007	51%	51%	全部連結
Casamet	2008	100%	100%	全部連結
Sotelma	2009	51%	51%	全部連結
Atlantique Telecom Côte d'Ivoire	2015	85%	85%	全部連結
Etisalat Bénin	2015	100%	100%	全部連結
Atlantique Telecom Togo	2015	95%	95%	全部連結
Atlantique Telecom Niger	2015	100%	100%	全部連結
Atlantique Telecom Centrafrique	2015	100%	100%	全部連結
Atlantique Telecom Gabon	2015	0%	0%	全部連結
Prestige Telecom Côte d'Ivoire	2015	100%	100%	全部連結

(注1) Maroc Telecom, *Rapport Financier 2016*, 注記情報 p.7および p.39を参照して筆者作成。

(注2) Atlantique Telecom Gabon は、2016年7月29日から Atlantique Telecom Côte d'Ivoire の100%子会社。

(注3) Onatel は、アビジャン証券取引所に上場している。

2) 1929年の設立であり、アフリカ大陸では南アフリカのヨハネスブルグ証券取引所に次いで2番目に開設された。

3) 世界銀行の調査では、2001年の時価総額は、モロッコ王国の GDP の約28%に達しており決して低くないという評価であった (World Bank (2002), p.1)。

4) モロッコ・テレコム・グループは、2014年の時価総額で、アフリカ企業のなかで第13位であった。

知られている。ユーロネクストおよびカサブランカ証券取引所に上場している。本社所在地は、ラバトにある。2012年まではフランスの Vivendi 社が53%所有⁵⁾、モロッコ政府が30%、その他株主が17%であった。しかし、2013年に UAE (アラブ首長国連邦) の Etisalat 社⁶⁾ への売却が成立した。出資比率は、53.09%である。

図表2に示すように、モロッコ・テレコムは、Casamet 社 (モロッコ) を傘下にもつほか、グループ内に、Onatel 社 (ブルキナファソ)、Gabon Telecom 社 (ガボン)、Sotelma 社 (マリ)、Mauritel 社 (モーリシャス) などの発行済み株式の過半数を所有している。本社はモロッコの首都ラバトにありながら、サブ・サハラ地域から中央アフリカに至る情報通信会社を広域に統括している。

会計方針には、次のような記述がある。

図表3 モロッコ・テレコム・グループの連結財務諸表の会計方針 (抜粋)

(…) 次の諸表はモロッコ・テレコム・グループの連結財務データを示している。2014年、2015年、2016年3月31日現在における3期間の財務データは、国際的な基準である EU によって採用された IFRS に準拠して連結財務諸表を作成し、会計監査人によって監査されている。

このように、モロッコ・テレコム・グループの会計方針には「EUで採用された IFRS」という記述がある。アニュアル・レポートはフランス語で書かれ、モロッコの通貨ディルハムで表示されている。

この事例は「セカンダリー」(本国もしくは第三国で一定期間すでに適正に開示された) と解釈することもできる。仮にフランスや UAE における会計基準のエンフォースメントに関する法制度の整備状況が、モロッコと同等以上に実効されているならば、実効性確保のための特段の判断を本国で行わなくてもよい対象といえる。

モロッコ・テレコムの所有関係も興味深い。同社の親会社である Etisalat 社とモロッコ政府の持株比率がそれぞれ53%と30%であるから、Etisalat 社の大株主である UAE 政府の持株は31.8%、モロッコ政府は30%となり、UAE 政府とモロッコ政府がほぼ拮抗して実質支配している。産油に依存する UAE 政府が北部アフリカを経由して情報通信セクターを急速に開拓する戦略が資本関係からみえてくる。

(2) 金融機関等の事例

第1部市場に上場している企業のうち、保険大手の AFMA 社は2011年から EU-IFRS に準拠した財務諸表を公表している。Addoha Douja Promotion 社 (不動産) は2012年から、Saham Assurance 社 (保険) は、2015年から EU-IFRS に準拠している。同じく、Auto Hall 社 (商社) は2016年から EU-IFRS

5) Etisalat Group (2016) p.15.

6) 本社はアブダビである。1976年に Emirates Telecommunication Corporation として設立。1983年時点で UAE 政府が60%所有している。現在、アブダビ証券取引所およびアイルランド証券取引所に上場している。Etisalat 社は IFRS に準拠して連結財務諸表を作成している。

を採用した。グループ関係の追跡が難しくすべてを明らかにできないのだが、第1部市場の多くはEUで採択されたIFRSを採用する傾向にある。国際的な会計基準に準拠した理由の説明に、Auto Hall社は「モロッコの会計基準設定主体の意見書第5号に従い…」、Saham Assurance社は「証券取引委員会の通達に従い…」という表現を用いている。

ただし、金融機関は同じ傾向、つまりEU-IFRSを採用しているとは言い切れない。その例として、CIH Bankの会計方針を示す。

図表4 CIH Bankの会計方針（抜粋）

マグレブ銀行が2007年8月10日に公布した通達第56/G/2007号、とりわけ連結財務諸表に関する第4章第2条を適用して、当社の連結財務諸表は、IAS/IFRSに準拠して作成された。

連結財務諸表を作成し表示するために、CIHグループは、次の規定を適用する：

- 2007年10月8日付けで公表された金融機関プラン・コンタブル第4章に定める規定
- 国際財務報告基準（IFRS）および国際会計基準（IAS）、ならびにその付表および適用ガイダンス
- IFRICおよびSICが公表する解釈指針

このように、金融機関に対しては、中央銀行であるマグレブ銀行が2008年に通達公布を目標にして国内の金融機関にIFRS適用を指導し準備をしていたこともあり、CIH Bankは2013年に連結財務諸表にIFRSを適用した。モロッコ最大の商業銀行である、Attijariwafa Bank⁷⁾もIFRSに準拠している。

本節で取り上げた企業の事例は興味深い事実も提供している。アニュアル・レポートに記述されている資本関係をたどっていくと、①政府保有の持株比率が一定程度あり、半官半民企業が主力である、②フランス、スペイン、アラブ資本が流入している、ことが分かった。このことから、いくつかの推測が可能になる。つまり、モロッコ企業に対する外国人保有率の上限規制は低く設定されていない、もしくは、モロッコ国内には投資資金は潤沢とはいえないのではないか。言い換えると、証券監督局や政府が証券市場を活性化してゆく方針をもち、可能な限り上限撤廃して外国人投資規制をしないようにしているのではないか。このような投資規制となる背景としては、既に外資が相当程度入り外資規制をしたとしても実効性がないか、却って海外企業の直接投資を阻むだけになってしまうから、と考えられる。

4. 会計基準設定とモニタリングの関係

前節では、2005年から2007年にかけて、IFRS導入のための法的な整備が進み、カサブランカ証券取引所に上場する主要企業は、一般事業会社はEU-IFRSを、商業銀行や投資銀行はIFRSにもとづいてグループ企業の財務報告をしていることが確認できた。

会計基準および監査基準の実効性について分析した世界銀行の調査報告（2002）は、モロッコの会

7) 2015年12月31日における株主構成は次のとおりである。Groupe SNI（フランス）が47.87%、モロッコ機関投資家が29.0%、サンタンデル銀行（スペイン）が5.26%、持株会2.63%、その他15.24%である。

計・監査基準は1990年から2000年にかけて劇的に発展し、国際社会に参加できる水準になったと報告している。会計プロフェッションに関する法的フレームワークについては、適切であり、国際監査基準（IAS）の影響を受けていると評価しているが、監査の質の保証や継続的な会計教育について難点を指摘しており、会計基準のエンフォースメントについては厳しい評価をしている（World Bank (2002) pp.2-7.）。

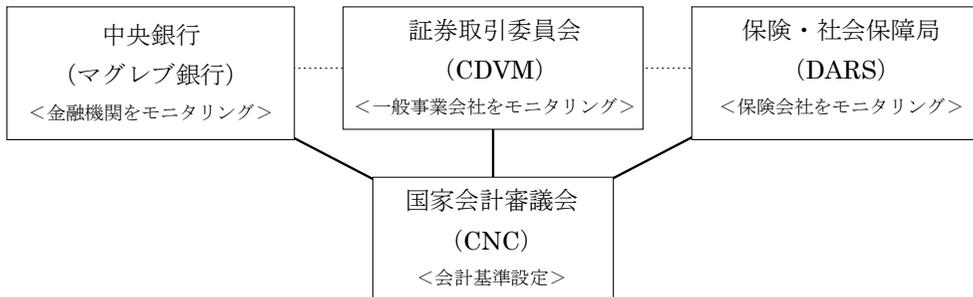
4.1 モニタリングの三極構造

では、会計基準の実効性を機能させるために、モロッコではどのようにモニタリングしているのだろうか。

世界銀行の調査報告（2002）の説明では、モロッコにおける財務情報のモニタリングは、中央銀行（Bank Al-Maghrib）、保険・社会保障局（DAPS）、証券取引委員会（CDVM）が責任を負っている。それぞれ、金融機関、保険会社、上場企業を所管している。なかでも、中央銀行が実施する金融機関のモニタリングは他業種と比して優れていると評価されているが、保険・社会保障局は改善の余地があると指摘されている。

財務情報のモニタリングは3つの機関による縦割り構造になっている。その仕組みは図表5に表した。国家会計審議会は、モニタリングの構造や業種に関係なく基準設定をしており、2017年10月現在まで、企業会計原則、業種別プラン・コンタブル、意見書、会計規則を総計38作成、公表した。

図表5 会計基準設定とモニタリングの三極構造



（注）World Bank (2002) にもとづき、筆者作成。

図表6からわかることは、次のことである。1986年に採択されたプラン・コンタブル（C.G.N.C.）は企業会計の基礎的な基準となっており、一般指針である。このほかは、商業銀行、保険、クレジット、投資ファンドなど金融機関やノンバンクの会計処理に関する基準設定が多い。次いで、非営利組織、公会計、農業に注力されている。業種別であり、会計基準ごとのアプローチは採っていない。この結果は、カサブランカ証券取引所に上場する企業セクターの構成を反映している。

図表6 国家会計審議会が作成・公表したプラン・コンタブル

採択年	名 称	領 域
1986年	プラン・コンタブル・ジェネラル (C.G.N.C.)	企業会計
1995年	集団投資スキーム (ファンド) のプラン・コンタブル	金融・証券
1995年	保険業のプラン・コンタブル	金融・証券
1999年	信用機関のプラン・コンタブル	金融・証券
1999年	連結財務諸表に関する法および会計処理方法プロジェクト	企業会計
1999年	貸借対照表項目の再評価	企業会計
2001年	政府のプラン・コンタブル	公会計
2001年	協同組合のプラン・コンタブル	非営利組織
2003年	協会のプラン・コンタブル	非営利組織
2005年	地方農業開発局のプラン・コンタブル	公会計
2005年	マイクロ・クレジット協会のプラン・コンタブル	金融・証券
2005年	協会のプラン・コンタブル (改訂)	非営利組織
2007年	政党のプラン・コンタブル	非営利組織
2007年	マグレブ銀行のプラン・コンタブル	金融・証券
2007年	証券会社のプラン・コンタブル	金融・証券
2007年	相互会社のプラン・コンタブル	金融・証券
2007年	銀行セクターに移行し IFRS を適用する信用機関のプラン・コンタブル	金融・証券
2008年	政府のプラン・コンタブル (改訂)	公会計
2015年	農業のプラン・コンタブル	農 業
2015年	集団投資スキーム (ファンド) のプラン・コンタブル (改訂)	金融・証券
2017年	スポーツ協会が運営するサッカー・クラブのプラン・コンタブル	非営利組織

(注1) 発行年と名称は、財務省の HP の公表にもとづく。領域は、筆者作成。

(注2) 国家会計審議会が採択した会計基準を列挙した。意見書は除いている。

(注3) プラン・コンタブル・ジェネラル (C.G.N.C.) は第1巻および第2巻からなる。

4.2 モロッコ会計基準の特徴

ここまでで、IFRS 適用が着実に進んでいることが明らかになった。続いて、冒頭で設定したもうひとつのリサーチクエスションである、IFRS 導入以降、モロッコ基準にはどのような影響が生じたのか考察しよう。

この目的のために、本節では、モロッコ会計基準 (プラン・コンタブル (C.G.N.C.)) における記述を考察し、キーワードの検索結果をみることによって、基本的な考え方を捉えたい。図表7は、キーワードにみるモロッコ会計基準の特徴である。公正価値に関する用語は皆無であり、「歴史的 (historique)」原価、「歴史的」価値、「歴史的」アプローチなど、取得原価主義に関する用語が多く登場する。

図表7 キーワードにみるモロッコ基準の特徴

評価原則のキーワード	件数	会計原則のキーワード	件数
juste (公正な)	0	prudence (慎重性)	16
juste valeur (公正価値)	0	tranceparance (透明性)	0
historique (歴史的): 以下、内訳	14	comparabilité (比較可能性)	3
coût historique (歴史的原価)	12	fiabilité (信頼性)	10
valeur historique (歴史的価値)	1	image fidèle (真実な概観)	31
approche historique (歴史的アプローチ)	1	continuité (継続性)	15
dépréciation (減価、減価償却)	115	exercice (l'exercice, ---d'exercice) (期間)	364
amortissement(s) (償却)	204		

これに関連して、会計原則では、真実な概観、慎重性が随所で言及されている。このことは、世界銀行の調査報告(2002)が、モロッコの基準は「慎重性の原則が尊重されている」と指摘したのと同じ結果となった。IFRS 導入後も、モロッコ会計基準の会計目的は税務目的であり、原価・実現主義に何ら影響はないことが分かった。

繰り返し述べているように、モロッコはフランス・モデルを基礎にした自国基準をもっている。この国の会計プロフェッションの間で会計観がどのように醸成されてかは、丁寧な調査を積み重ねるしかない。ここでは、企業会計に取得原価主義が堅持されていること、IFRS 適用がモロッコの財務諸表作成者に意識改革を促すと認識されていたことを指摘しておこう。

現在、会計基準設定主体が、モロッコ公認会計士協会と共同で取り組んでいるプロジェクトのひとつに、「プラン・コンタブル (C.G.N.C.) と IFRS のコンバージェンス」がある。「その目的は透明性を保証し、財務情報の品質を向上させること」という。連単分離が崩れるとは考えにくい、長い時間をかけてモロッコのプラン・コンタブルにも変化の兆しが見えてくる可能性を含んでいる。

5. まとめ—IFRS 適用と取得原価主義をとることについての解釈

以上、モロッコでは、2005年の CDVM 通達ならびに CNC 意見書第5号において、上場企業の連結財務諸表に IFRS とモロッコ基準の選択適用を容認し、IFRS を任意適用している。カサブランカ証券取引所上場企業の連結財務諸表には EU-IFRS または IFRS が適用されているので、フランスの規制当局や上場企業に同調する行動をとっている、と結論できる。

今回調査した限り、SME 版 IFRS についての議論は確認できなかった。また、エンドースメントの有無についても会計基準設定主体の内部の議論は確認できなかった。カサブランカ証券取引所に上場開示する企業の連結財務諸表が、既に第三国で適正に開示されているならば、財務報告の品質と実効性は確保されるので、自国内で特段の手続きを行わなくてもよいと解釈できる。むしろこの事実をもってモロッコ王令と会計基準の実効性が高まっていると保証できるわけではないので、モロッコ国内で

のエンフォースメントが不要であると結論できない。

前節での考察によって、モロッコ会計基準は評価基準に取得原価主義を採用しており、再評価の慣行はあるが公正価値の適用が限定的であることも明らかになった。金融機関を除く上場企業と国内企業に適用される会計基準の差異が、公正価値か、取得原価かという評価方法における埋め難い距離を生じさせている。そこで、以下では、評価基準にこのような差異が生じる背景について解釈をしていきたい。

まず、国内基準が取得原価であるのはプリミティブな会計基準に留まっていると見えるかもしれないが、いくつかの解釈が可能である。ひとつは、単に公正価値が普及していない、制度として未だ改善の余地がある、もしくは現状の制度が最も実情に合っている、公正価値の適用範囲を上げたとして機能しにくいというものである。ここでは、現状の制度が堅持されている理由を掘り下げてみたい。

世界銀行の調査によれば、モロッコの経済の構造は、政府系企業と大多数のファミリー・ビジネスに集積している。政府系企業は民営化の過程にある。家族経営の会社は中小規模である。このような実態は、上場企業の連結財務諸表にはIFRS、ファミリー・ビジネスには国内基準という結びつきになりやすいだろうから、会計基準の二分化になりやすい。フランスの保護領時代から根付いた税務目的の会計慣行と家族経営とが結びついた会計インフラに、IFRSの影響の兆しは見えていない。連単分離も会計基準の二分化も産業構造を反映した必然的な結果と考えられる。

一方で、資金調達に関しては、大企業は非流通株式と外国資本、小企業はリテールバンクからの貸出に依存するという体質が、将来どのように変化していくか長期的な視点で観察する必要があるだろう。公表された企業情報から持ち合い関係を分析しようにも容易ではなかった。これに関連して、2002年の時点において世界銀行の調査は、モロッコ企業のIAS第24号「関係当事者についての開示」が不透明と指摘していたが、改善のペースが緩慢なのであろう。

本稿で取り上げた企業の財務諸表は、すべて3大国際監査法人の監査を受けている。IFRSは原則主義であり、これに対してモロッコ会計基準は会計原則・勘定組織案型で細則主義の特徴をもっている。3大監査法人のIFRSに関する解釈が、カサブランカ証券取引所に上場する連結財務諸表の作成に事実上影響を与えている可能性がある。このことは、IFRSの原則主義に起因するコストが存在しているとしても、「IFRSの解釈に関する適用コスト」を会計基準設定主体も財務省も負担していない、つまり自ら生じさせていないということでもある。

本稿で明らかにしたように、モロッコにおける会計基準の二分化は、金融・証券セクターと中小規模のファミリー・ビジネスという産業構造を反映している。会計基準の二分化は、会計観の齟齬や自国基準の堅持や基準開発の遅れとはいえそうではなく、むしろフランスを経由したEU域内企業と「同調的な」行動の結果といえそうである⁸⁾。

8) 連結、個別ともにフランス・EUモデルと同型となっているのは、形式的な同型性であり、異同性は別の調査方法（例えば、フィールドワークを用いた人類学的アプローチ）などの発見事項に期待したい。

参考文献

- Africa's Top 250 Companies, *African Business Magazine*, 29 April 2014
<http://africanbusinessmagazine.com/uncategorised/africas-top-250-companies/> (最終アクセス2017年9月30日)
- Bourse de Casablanca, <http://www.casablanca-bourse.com/bourseweb/index.aspx> (最終アクセス：2017年10月2日)
- CODE GENERAL DE LA NORMALISATION COMPTABLE (C.G.N.C.)* (1986), Royaume du Maroc, pp.1-241.
- Conseil Déontologie des Valeur Mobilières (2005), *CIRCULAIRE N° 06/05, Relative à la publication et à la diffusion d'Informations financières par les personnes morales faisant appel public à l'épargne*, 13 octobre 2005, Royaume du Maroc.
- Conseil Déontologie des Valeur Mobilières (2005), *Note de Presentation sur la circulaire n° 06 /05, Relative à la publication et à la diffusion d'informations financières par les personnes morales faisant appel public à l'épargne*, Rabat, le 13 octobre 2005, Royaume du Maroc.
- Conseil National de la Comptabilité (2005), *Avis No.5*, Ministère des Finance et de la Privatisation, Royaume du Maroc, le 26 mai 2005.
- Nodjiambaye, M. (2006) "Analyse du risque-crédit en introduisant les norms IFRS" *Memoire Online*, http://www.memoireonline.com/04/10/3428/m_Analyse-du-risque-credit-en-introduisant-les-normes-ifrs9.html (最終アクセス：2017年10月5日)
- Ministère de l'Economie et des Finance, Royaume du Maroc.
<https://www.finances.gov.ma/fr/sitepages/home.aspx> (最終アクセス：2017年10月3日)
- World Bank (2002) *Report On The Observance Of Standards And Codes (ROSC)*, Kingdom of Morocco (Morocco), ACCOUNTING AND AUDITING.
- 荻本洋子、杉浦萌子、奥見紗和子 (2011) 「アフリカの金融セクター (上) —アフリカ経済の現状と銀行業界」『知的資産創造』2011年10月号、野村総合研究所、74-87頁。
- 木原裕子、合田策人、森本真輔、徳江朋美、荻本洋子「アフリカの金融セクター (中) —新しいバンキングサービスとノンバンクによる試み」『知的資産創造』2011年11月号、野村総合研究所、68-85頁。
- 荻本洋子、杉浦萌子、山形浩生 (2013) 「アフリカの金融セクター (下) —アフリカ金融市場をどう活かすか」『知的資産創造』2013年4月号、野村総合研究所、54-67頁。
- 小津稚加子 (1996) 「モロッコにおける企業会計制度改革—フランスからの会計制度の「移転」についての考察—」静岡県立大学経営情報学部学報『経営と情報』第8巻、第2号、3-12頁。
- 外務省、モロッコ王国基礎データ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/morocco/data.html#section1>, (最終アクセス：2017年9月29日)
- 日本貿易振興機構 (2015) 『モロッコ税務・会計制度ハンドブック』。

松尾直彦（2009）「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」『東京大学法科大学院ローレビュー』 Vol.4, pp.1-10.

アニュアル・レポート（本文で引用したものに限り）：

AFMA, Rapport Annuel 2015,

<http://www.casablanca-bourse.com/BourseWeb/UserFiles/File/2016/Rapport%20Annuel%202015%20site%20oct.pdf#search=%27AFMA+maroc+rapport+annuel%27>（最終アクセス：2017年10月4日）

Attijariwafa Bank, Rapport Annuel 2016,

<http://www.attijariwafabank.com/Documents/Rapport%20annuel%202016.pdf>（最終アクセス：2017年10月2日）

CIH Bank, Communication financière,

http://www.casablanca-bourse.com/Documents/CIH/fr/CIH_res_1S_fr.pdf（最終アクセス2017年10月1日）

Etisalat Group, Annual Report 2016,

<http://etisalat.com/en/system/docs/2016/Etisalat-AnnualReport2016-English.pdf>（最終アクセス2017年9月30日）

Maroc Telecom, Rapport Financier 2016,

http://www.iam.ma/Lists/TelechargementFinance/Attachments/957/Maroc%20Telecom_Rapport%20financier%202016_FR.pdf（最終アクセス2017年9月30日）

略語表記一覧：

CDVM（Conseil Déontologie des Valeur Mobilières）：証券取引委員会

CNC（Conseil National de la Comptabilité）：国家会計審議会

DAPS（Direction des Assurance et de la Prévoyance Sociales）：保険・社会保障局

EU-IFRS（International Financial Reporting Standards adopted in the EU）：EUで採用されたIFRS

IFRS（International Financial Reporting Standards）：国際財務報告基準

IAS（International Accounting Standards）：国際会計基準

*本稿では、IFRSとIASをまとめて、IFRSと表記している。ただし、法規を訳出した部分については原文に忠実に表記した。

〔九州大学大学院経済学研究院 准教授〕